

平成24年第2回竹原市議会定例会会議録

平成24年6月20日開議

(平成24年6月20日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	欠 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 委 員 長	梅 田 一 榮	出 席
教 育 委 員 会 委 員	大 森 隆 司	出 席
教 育 委 員 会 委 員	別 祖 信 代	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第 6 一般質問

午前10時00分 開議

副議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位3番、大川弘雄君の登壇を許します。

5番（大川弘雄君） おはようございます。新風会の大川です。平成24年6月定例会、この通告書に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、道の駅「たけはら」、これがオープンして1年と8カ月が経過しようとしております。やむなく竹原市直営で始めたわけではありますが、この駅も本年4月より民営化し、竹のモニュメントをしていただいたりライトアップをされたりと、竹原市の顔としてだんだんと存在感を醸し出してきたなど感じているところであります。

この道の駅「たけはら」は防災拠点型ではありますが、主体は観光振興を旨とする交流人口の増加、ひいては竹原市の人口の増加につなげようとするものであります。何としても人口をふやさなければならないのです。観光客を呼び込むものですから、売りはやはり竹原市竹原地区の伝統的建造物群保存地区、言いかえれば重要伝統的建造物群保存地区、通称は「町並み保存地区」と言われております。これだと思っています。この町並み保存地区は、リピート性もありすばらしいものであるということは言うまでもありません。

ここから質問に入ります。まず1番の町並み保存地区のレベルアップについてであります。このたびこの町並み保存地区を中心とした竹原市の景観保全計画が歴史的風致維持向上計画事業ということで、国の事業に認定されたわけであります。すばらしいことだと思いますが、そのことにより一番の課題であるところの美観を形成する古い民家が次々と空き家になるという懸念、これを払拭することができるのでしょうか。私は町並み保存地区内に住みやすい環境をつくるための施策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

2番目に、軽傷者の救急車利用について質問します。

常備消防を東広島市に事務委託して3年が経過しました。東広島市の職員の皆さんには大変よくしていただいていると思っておりますが、相変わらず毎日のように救急車のサイレンを耳にします。頻繁に出動があり多忙のようであります。また、宿泊施設などの消防法に関する点検、消火栓の点検を含めた点検も日々されており、本当に休む暇もないこと

でしょう。このような実態の中において、例えば、忠海分署管内で火災が起こった場合を考えるに不安でなりません。なぜなら、忠海の救急車が出動しているときは、消防署の消防車は竹原から来ていただく、出動するというわけであります。最近では緊急性の高い救急車の出動が多いとは聞いておりますが、ここでもう一度タクシーがわりの要請があった場合、この対応策などを規定化しておく必要があると考えますがいかがでしょうか。

3番目に、耐震における非構造部材の取り扱いについてお伺いします。

竹原市の公的建物については耐震判断ができてまいりまして、耐震の補強中であります。ここに来て、実はその構造物以外の天井、壁といった非構造物も落下し、それによる事故が多いとの報告がされ、危険性を言われているところではありますが、竹原市において、この非構造部材をどのように扱っていくのか。また、耐震補強が完了するまでの避難訓練を含めて安全対策をどのように考えているのかをお聞きします。

4番目に、住民協働の観点から、その拠点でもある集会所の修繕についてお聞きします。

本市は、他市に漏れず、住民協働の観点からさまざまな取り組みをしております。地域のきずなをますます深めた助け合いの仕組みができてほしいと願っているわけですが、そのためには、その活動の場である集会所の存在が継続されることが必要であります。この小さいながら活動の拠点となっている集会所が老朽化していることは御存じでしょうか。屋根、空調などの補修には市の補助をもって当てるのがよいのではないのでしょうか、市長の御所見をお伺いします。

5番目に、通学路の安全確認及び安全の検証についてお聞きします。

先般より、居眠り運転、無免許運転の自動車による悲惨な事故が起こり、通学途中の児童が犠牲になっておられますのを見ますと、とてもたまりません。もう一度通学路の安全検証をして必要な対策をとる必要があると考えますが、いかがですか。

最後に6番目として、東北地方に山積みされたままの瓦れき処理についてお伺いします。

東北地方の大量に山積みされたままの瓦れき処理について、市長の見解を改めてお聞きして、壇上での質問を終わります。

副議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 大川議員の質問にお答えをいたします。

5点目につきましては、教育長がお答えをいたします。

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区、いわゆる町並み保存地区は、昭和57年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されてからことしで30年を迎えます。町並み保存地区の住民の皆様は、先哲が製塩業や酒造業で得た富を住居に投資して、芸術の域まで高めた町並みを継承するため、日々の生活において歴史的な建造物の保存や景観保全に努力され、今日まで歴史的景観を引き継いでこられました。

本市の町並みは、人々が暮らし、伝統産業が営まれることで醸し出される風情や懐かしさが魅力となっております。

しかしながら、近年の少子・高齢化や人口減少などの要因による後継者不在などの理由から空き家が増加し、良好な歴史的景観の保全が難しくなっているところであり、住み続けていただく町並み保存地区を継承していくために、今後もさまざまな取り組みを進めていかなくてはならないと考えております。

取り組みの1つ目といたしまして、平成23年度に地区住民の皆様の状況や意向を把握し、今後の町並み保存地区の保存対策の参考とするため、住民アンケート調査を行いました。この調査の結果として、保存事業に対して地域住民や観光客から高い評価が得られたことで、住民の保存意欲が高まり、保存事業を推進することでにぎわいが創出されていることを実感し、今後もさらに町並み保存地区が歴史と文化のまちづくりに活用されることを望む意見が数多くありました。また、町並み保存地区のさらなる充実のため、保存に必要な財政支援の充実、建物の維持管理や伝統技法の継承に関する知識の普及啓発と相談体制の充実などに対して高いニーズがあることを把握することができました。

この調査の結果を受け、建物の維持管理に関する相談体制について、本年度から事務局体制を強化し、相談体制の充実を図ったところであり、今後学術機関、専門家、NPO法人、その他関係団体などと連携を図りながら、建物の維持管理に関する知識の普及啓発を進めるとともに、空き家にしない住みよい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目は、歴史的景観の維持、向上を図りながら、後世にこのすばらしい景観を継承していくことでもあります。

このたび、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法に基づく竹原市歴史的風致維持向上計画が文部科学省、農林水産省、国土交通省の3省から認定を受けました。

この計画の認定により、重点区域に定めた町並み保存地区及びその周辺部において、3省からの重点的な補助事業を活用することができることとなり、これまで町並み保存地区内でしか行えなかった修理・修景事業が周辺部でも実施可能となったことで、町並み保存地区と一体となった景観向上を図り、同地区の付加価値をさらに高めていくことにつながるものと考えております。

今後においても、景観向上を図る有効な手法を幅広い観点から調査研究し、歴史的景観を後世に継承していく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。本市の常備消防事務につきましては、平成21年4月から東広島市に事務委託し、本市域の消防・救急活動を実施しているところであります。

竹原市内の救急出動の状況につきましては、平成23年度中の救急出動件数は1,375件で、搬送された傷病者は1,290人であります。

過去5年間の出動状況を見ますと、平成20年中の1,427件を最高に、翌年には1,308件と減少に転じており、その後、1,300件台を推移している状況であります。

御質問のタクシーがわりの要請への対応についてであります。東広島市消防局においては、救急車の出動要請があった場合、まず救急車を現場に出動させ、到着後に出動した救急隊の隊長もしくは救急救命士が直接傷病者を観察した上で、搬送の要否、搬送先等を判断し対応することとしており、傷病の程度が軽く、緊急性のない場合におきましては、本人及び家族に対して十分な説明を行った上で同意をいただき搬送しないこととしております。

全国的には、救急車の適正利用につきまして、年々増加する救急車の出動状況の中で、緊急性のない軽傷患者が救急車を利用されますと、重傷患者の対応がおくれることから、救急車の適正利用キャンペーン、ポスター配布、掲示等を行っており、東広島市消防局においても、市民の皆さんと直接接する応急手当講習会や消防訓練時において、救急車の適正利用の呼びかけを行うとともに、あらゆる機会を活用して御理解をいただくよう周知しているところであります。

本市といたしましても、救急需要の動向、他市の状況等を踏まえた中で、東広島市消防局と連携し、引き続き広報誌等を通じて適正利用の啓発に取り組んでまいります。

次に、3点目の御質問についてであります。本市の耐震改修促進計画につきまして

は、国の方針、広島県の耐震改修促進計画に基づき、計画期間を平成21年度から27年度までの7年間を目標とし、大地震発生時における建築物の倒壊等から市民の生命・身体及び財産を保護するため、新耐震基準導入以前の既存建物の耐震化を図り、地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的に策定いたしました。

現在、公共施設の耐震化につきましては、多くの方が利用される市有特定建築物、避難所、広島県指定の緊急輸送道路をふさぐ建築物など、緊急度が高い施設を優先的に取り組んでおります。

御質問にある建築物の非構造部材の落下に伴う危険性については、昨年発生した東日本大震災においてもクローズアップされ、文部科学省において学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究に取り組まれております。

本市においても、耐震改修促進計画に基づき公共施設の耐震化とあわせ、非構造部材の耐震改修にも適切に対応してまいります。

避難訓練を含めた安全対策につきましては、市では9月1日が「防災の日」であることから、毎年9月の第1土曜日に総合防災訓練を実施しております。

総合防災訓練につきましては、大規模地震などの各種災害に対処するため、住民、企業、行政が一致協力して人命に対する危険から適切な応急措置をとるとともに、災害に強い人づくり、まちづくりを図り、あわせて防災意識を高めることを目的としているものであります。

昨年度は、台風12号の接近に伴い中止しましたが、一昨年度までは住民、企業、消防団、消防署、警察署など500人を超える方に参加いただき、救命、応急手当、初期消火、水防訓練や飲食組合と女性連絡協議会による非常焚き出し訓練を実施するとともに、企業から非常食を提供していただいたり、煙体験ハウスを設置するなど、防災意識の啓発に取り組んでいるところであります。

また、地域におきましては、市内14地区において住民自治組織が設立され、防災に関する部会等を設置されるなど、自主防災に積極的に取り組まれている状況であり、市ではこうした住民自治組織等と連携をし、災害が発生したとの想定に基づく避難訓練や防災訓練、防災出前講座を実施しております。

これ以外にも、それぞれの地域独自の活動として、消防署、消防団と連携した防火訓練や救命訓練の実施、地域の危険箇所や避難路を掲載した自主防災マップづくり、防災用資器材の整備など、その活動は多岐にわたっており、小・中学校や保育所、幼稚園におきま

しても、消防署、消防団と連携した避難訓練や防災訓練を行っているところであります。

今後も住民自治組織等と防災関係機関や行政が連携、協力しながら、それぞれの役割と責務のもと、地域社会全体が一体となって、防災に対する意識の向上を図るとともに、防災や減災対策を着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。平成17年10月に竹原市協働のまちづくり推進プランを策定し、住民と行政が対等な立場で知恵と汗を出し合い、協働のまちづくりを推進することを基本理念に、現在、市内17地区のうち、14地区で住民自治組織が立ち上がり、地域の課題解決や魅力づくりに取り組んでいただいているところであり、住民協働のまちづくりが進んでおります。

今後、さらに地域が、地域の実情や特性を生かしたまちづくりを展開していくためには、住民が気軽に集い、話し合いができる場、情報を共有して活動できる場としての拠点の整備が求められているところであります。

このためには、住民自治組織を初め地域の皆さんと話し合う中で、拠点に必要な機能と役割を定めることが重要であり、それを果たすために最も効果が高い施設を選定し、整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、地域にある集会所については、建設後相当の期間が経過し、老朽化が進んでいることから、市としましては、現状を把握しながら緊急性の高いところから必要な維持補修に努めてまいります。

次に、6点目の御質問についてであります。東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理については、国は被災地の復旧・復興のため、速やかに処理を進めなければならない、現地では全力を挙げて再生利用や仮設焼却炉の設置による処理が進められておりますが、それでも最終処分場を含め、処理能力が不足している状況であり、広域的な協力の要請がされているところであります。

広島県においては、被災地の復旧・復興には我が国全体で臨むことが必要であることから、災害廃棄物の処理を迅速に進めていくために広域的な処理を行うことが重要であり、最大限協力するとの認識を示しております。

また、あわせて県民の安全・安心を確保する観点から、県内一律で対応すべきであるとの方針を示すとともに、国に対し、放射性物質についての不安の払拭や処理の安全性についての国民の理解など、災害廃棄物の広域処理に係る課題への対応について、中国知事会を通じ要望されているところであります。

本市の廃棄物処理の現状は、東広島市、大崎上島町との2市1町による広島中央環境衛生組合において廃棄物処理を行っているところであり、竹原安芸津環境センターなどの処理施設は老朽化が進んでおり、平成32年を目標に新施設の整備を進めているところであります。

このため、既存の処理施設については、平成32年度までの処理計画に基づく施設の運転計画により延命化策を行って対応しており、被災地の災害廃棄物を受け入れる余力はなく、現時点での受け入れは困難な状況であります。

本市としては、災害廃棄物の広域処理について、広島県が示す方針に沿って県内一律に対応すべきものであり、住民の不安の払拭や処理の安全性の確保などについては国の責任において処理すべきであると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（前原直樹君） 通学路の安全確認及び安全検証についてお答えします。

新年度を迎え、各地で児童の集団登校の列の中に自動車が入り込むという痛ましい事故が連続して起こりましたことは残念でなりません。本市におきましては、毎日の登下校の際、保護者、地域の皆様に引率をいただくなどして、児童・生徒の安全を見守っていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

通学途中の児童・生徒の命を守るためには、交通マナーの向上や交通違反の取り締まりに頼るだけでなく、平素からの通学路の安全確保に努めることが必要であるというふうに考えております。既に5月の校長会において通学路のさらなる安全確認を指示したところでありますが、改めて、文部科学省から5月30日付で通学路の交通安全の確保の徹底についての依頼があり、竹原市教育委員会としても、今後一層の安全確保を図る計画をしております。この計画では、各学校における通学路の点検により、主として交通安全の観点から危険があると認められた箇所について、教育委員会が学校、道路管理者及び地元警察署と連携して、対策の実施について検討することとしております。

また、あわせまして昨年8月に交通安全対策会議において策定された第9次竹原市交通安全計画に基づき、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進に努めてまいります。

以上、答弁を終わります。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） それでは、質問を続けさせていただきます。

まず、1番目の町並み保存地区のレベルアップということについてであります。

町並み保存地区は、ことしで30年を迎えます。三十数年前から私の父親など議員だったときですけれども、議員のみんなが伝統的建造物群保存地区の指定を目指して、その当時の文部省とやりとりをしていた時代がありました。その時代とは環境も住んでいる人たちも大きくさま変わりをしているようであります。しかし、その魅力は変わらないようであります。人々が暮らし伝統産業を営むことで醸し出される風景、風情や懐かしさ、こういったものがいまだに残りつつある。もう少しの間残っているという感じであります。すなわち、そこに生活感が必要であるわけです。私たちの所有するというか、竹原市の持っている町並み保存地区には、その生活感があります。これを大切にしていかなければならないということは皆さん御理解いただけるんだと思うんですが、それでは、今回国の事業として認定されましたところの竹原市の歴史的風致、維持向上計画というものはどのようなものなのか、具体的に説明してください。また、それは今ある町並み保存地区における補助、これとどのような違いがあるのか、それをまずお聞きしておきたいと思います。

副議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 歴史的風致維持向上計画ということで御質問をいただきました。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法は、歴史的風致を維持向上させ、後世に継承するために平成20年の11月4日に施行されております。

歴史的風致なんです、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた市街地の環境というふうにこの法律で定義されております。

この計画なんです、歴史的風致を維持向上させていくための総合的な取り組みを位置づけたものでありまして、文化財の保存活用、周辺環境の保全に関する方針等を定め、その方針に基づいた事業を11年間で実施することにより、歴史的風致を向上させることを目指しております。

主な事業なんです、景観向上のための森川家住宅や藤井酒造などの歴史建造物の修理を行いまして、後世に伝えていく取り組みや、旧広島銀行竹原支店跡地の小公園整備事業のように普明閣からの眺望改善を図る取り組み、歴史・文化への理解を深める歴史・文化交流施設の整備の検討などを予定しております。

このような取り組みを通じ、歴史景観を向上させ、歴史・文化への付加価値を高め、

「文化の香るまちたけはら」を磨いてまいりたいと考えております。

また、補助との違いなんです、現在町並み保存地区の中では、修理・修景事業という形で建物の外観についての補助を行っております。これは、今回重点区域を指定しておりますので、その周りでもそういう事業が行えるというふうな形で守っていきたいというふうに考えております。また、今回の歴まちの認定によりまして、伝建地区の中でも文化庁のメニューにない補助、いわゆる建物を購入するとか、整備をしていくとかいうふうな形で今後進めていかれるというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） ありがとうございます。この新しい国が認定された、国から認定されたという事業であります。この新しい取り組みをもっともっと有効活用していただいて、今言葉に出ました竹原を磨く、こういったことによってレベルをどんどんどんどん上げていき、何回も竹原に観光に来ていただけるようなものをつくっていただきたい、つくっていきたいというふうに思っております。

今の森川家の修理ですか、藤井酒造、旧城原家、広銀の跡地の利用、普明閣から見た竹原、黒い屋根がわらを統一していただいて、もっともっと竹原を、皆さんが普明閣に上がって見たときの景観を後世に残していきたいと、このように思っております。また、この国の認定事業が決まりましたことによって、住民の皆様もまちづくりに弾みがついたというふうに期待感を持っておられます。ぜひともよいものができますようにみんなで協力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

それと、まちづくりですね、このレベルアップのためには、その周辺も含めたまちづくりというものも大事になってきます。それにはどうしても、私はずっと言っておりますが、景観の条例です、こういうものをやはり整備していかないと普明閣からの眺めが変わってしまうのではないかとこのように思っております。

ぜひこの景観条例についても再度御検討のほどよろしくお願いいたします。

また、町並み保存地区のレベルアップということですが、そのためにはまず今を維持し続けるということが大前提であります。この住み続けていただくという必要条件があるわけですが、町並み保存地区に住み続けていただくためには、住んでいただくということはある意味大変なことがあるようでもあります。私はあのような大きな古い歴史的な建物に住んだことがないので、よくはわからない部分があるようですが、住んでいる人にとっては大変なこともあるそうです。外から見ると大変すばらしいお城に住んでいい

なという思いはありますが、住む人とは違うんです。1つはトイレが下水道に接続できないと、そういう思いもあります。古い家なので住みづらい、天井が高く、エアコンはききません。暖房もききません。夏は暑いです。暗いです。そう若い人が住むにはライフスタイルがもう異なってきております。そういったものを考えて、それでもあそこに住んでいただかなければ、住む人がいなければ町並み保存地区というものが成り立たないということをもう一度考えていただきたい。

また、町並み保存地区の保存対策の参考とするためにアンケートをされておりますね。それには保存に必要な財政支援の充実という回答がありました。これに対してはどのように答弁されておられるのでしょうか。

副議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 補助事業とかいう部分で、これまで町並み、建物を守っていくという部分では、外観に対しての補助金というふうな形で今まで守ってきたところでございます。しかしながら、住みやすいというふうな形で今後町並みを守っていくことになりまして、先ほど議員おっしゃられましたように、下水道問題、あるいはいろいろなことで駐車場問題もありますし、建物の内装についてもいろいろな課題があります。それらの課題を地域住民の皆様と一緒に、今後どういうふうな形でこれから10年、20年、町並みを守っていくためにどういうふうな作業をしていけばいいのかということに関係団体等も含めまして協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） 私も同感です。現状では外観のみの修繕についての補助であります。住み続けていただくためには、その中に住んでいる内装も必要です。お風呂も古くなる。台所も古くなる。トイレのこともある。やはりその部分に対しても手助けが必要ではないでしょうか。町並み保存地区に住む人がいなくなったらどうする、どうなる、その魅力は半減、そして観光客も来なくなる。竹原市は観光人口、交流人口をふやして竹原市の人口をふやしていこうじゃないかという取り組みをしているわけですから、その思惑とは大きく反するものであります。

ぜひもう一度考えていただき、よいものを皆さん、住民の皆さんとも検討しながらよいものをつくっていただきたいと思います、このように思っております。

次に、2番目として、軽傷者が救急車を利用することについて質問します。

軽いけがの人、病気のことは軽いか重いかは自分でもよくわからないところがありますけども、けがは割とわかると思います。軽いけがの人が自分のために救急車を呼ぶ、そうすると、そのときたまたま生命の危険がある人がいたり、火事になった人がいる、そういう可能性を含んでおります。そしてそのときには近くに消防車も救急車も不在であったとするならばどうするのでしょうか。そういった観点で質問しております。

私はこの軽いけがなどで救急車を呼んだときには有料化にしようかというふうな思いがありました。しかし、ふと他の市を見ますと、いかにもじゃあお金を払ったら救急車は来てくれるんかという考えもあるそうで、呉市では、呉医療センターなんですけれども、救急外来ですね、救急車で病院に行ったとき、軽傷患者の時間外は特別料金を2,100円から5,250円に大幅に引き上げをしたそうです。これは救急患者の約7割が軽傷で、重傷患者の対応に支障を来しているからだそうです。そしてこの大幅な値上げは、軽傷者の受診抑制を図るための対策であるということでもあります。

こういったことも、今竹原市は広域やっておりますけども、2市1町ですか、みんなが協力し合って考えて、万が一のとき本当に必要な人のために救急車、消防車が使えるという体制を整えていくという必要があるのではないのでしょうか。

この考え方に対してどのような考えをお持ちでしょうか、答弁をお願いします。

副議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 救急車の適正利用についての御質問でございます。

市民の皆様が安心して暮らせるように、救急車の適正利用、有効的な運用ということに現在努めていただいているところでございます。

確かに、今議員さんおっしゃられますように、軽傷の患者さんの搬送ということで救急車の出動件数がふえますと、救急車が不足するという事態になるということも考えられます。そういった救急車が不足した場合に、緊急性が高く本当に救急車を必要としている人が利用できなくなるということも実際考えられるというふうに思います。

そういった方に対しては、現在、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、まず現場に参りまして、その症状、傷病者の方の症状を見まして、軽傷であるという場合には、本人あるいは家族の御同意の上で搬送しないというような対応もさせていただいているところでございます。引き続きこういった救急車の適正利用については、市民の皆様にご理解いただくように啓発に努める必要があるというふうに思いますので、そういった啓発に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

副議長（北元 豊君） 5 番。

5 番（大川弘雄君） こういった救急車の適正利用ということに対しては、何といたっても市民の皆さんの御理解が必要であります。ぜひ啓発啓蒙、そういった活動を充実していただき、少しでも——少しでもというのは本当に必要な人が必要なときに使えるといった体制をつくっていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

3 番目です。耐震における非構造部材の取り扱いについてお伺いします。

昨日も同僚議員から、非構造部材の落下防止対策ということで質問がありましたので、きょうは少し目線を変えて質問をさせていただきます。

文科省では、東日本大震災での天井や壁材などの非構造部材というものの落下による多数の事故例を踏まえて、5月30日に学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究事業というものの初会合があったそうです。まあ今から始まるということですね。ですから、まだどういった対策をとるのかというところは見えませんが、しかし、その非構造部材が落ちてくる。要は天井が、電気が落ちてくるものがあるという可能性がわかっているならば、それに対応した避難をすればいいというわけですから、どこの部分が危ないのか、ここは大丈夫なのかということを確認していくということが必要になってくると思うんです。それは別に文科省の答申を待つ必要もありません。できることをすぐにやる。そしてそれを訓練に結びつけるということが必要だと思っております。まず、この危険の認知をしないといけないわけですが、これは教育委員会になるんですかね、こういう認知は必要だとお考えでしょうか。

副議長（北元 豊君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 学校施設における非構造部材の危険箇所の認知ということでございますけども、これはどこが危険かというのは、日ごろの点検、あとは専門家による定期調査ということで把握に努めておりますけども、コース等もございまして、一応全部が把握できていないという状況でありますけども、危険な箇所を把握することは重要であると。それに対応するという事は急がなければならないというふうに思っております。

以上です。

副議長（北元 豊君） 5 番。

5 番（大川弘雄君） これは専門家でないといけないところもあります。ぜひ相談しながらそういうものを認知して、みんなに表現するということが大切であると思えます。

それにかかわりまして、総合訓練ですね、竹原市では総合防災訓練、これは500名以上を超える参加がありますけれども、これを毎年やっております。大変素晴らしいことだと思いますが、私は、この大人がする訓練も必要、大切でありましようが、子供のときに教育の一環として防災訓練、避難訓練をするということが大変有効であるというふうに思っております。いざ被災をしたときには、大人たちは会社に行っているわけですから、そこにいるとは限らない。しかし、平日でも子供は学校にいます。ましてや、中学生、高校生、このあたりであれば人を助けるということ、他人を助けるということもできる体力があるというふうに思っております。この観点から、いざ被災したとき、避難の補助、手助けができる学生、生徒、これを対象に訓練をすることが有効であるというふうに考えております。

東京の調布市では、市内の全小・中学校で同時訓練というものを行っております。これは全国で初めてだそうです。こういった訓練をすることによって学校の防災機能を強化し、地域との結びつきを強める。きずなを大事にしていく人間を育てるということに結びついていくんだそうです。こういったことも竹原市でできたらなと思うんですけども、それは検討していただくということで、竹原市においては東広島市が消防本部になっていますね、事務委託をしておりますので、この東広島市消防本部に防災体験コーナーというのがあるんですよ。そこに、例えば、遠足のときに行って勉強してくるとか、そういったものによっても、大規模な訓練ができなくてもそういう子供たちに体験をさせたり教育をさせたりすることができると思うんですけども、今までそういったことをしたことがあるのか、またこれからそのような予定があるのかということがありましたら答弁をお願いします。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 多くの地震災害が、子供たちが家庭にいる際に起こっているということですので、御提言のありましたように、どんな場所でも、どんなときでも子供たち一人一人が判断をして適切に避難行動がとれるような、そういったような訓練が求められているというのはよく理解しておるところでございます。

御提言のありました防災体験コーナーというのを十分私自身承知しておりませんでした。こういったような各関係機関等での教育施設というものがあるということでございますので、こういったことを学校と連携しながら、生かしていけるところでしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

調布市の例も挙げていただきましたけども、市全体でというふうなことでございました。本市としましても、小中一貫教育の推進を掲げておりますので、そうした中で、小・中がしっかりと連携しながらそういった取り組みを取り組んでいくことが望ましいというふうに理解しております。

以上です。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） できることはすぐにやっていただきたいと、このように思っております。

避難訓練というところですので、ハザードマップですか、きのうも出ましたが、ハザードマップはこの作成が本年度じゅうには終わりますということでありました。しかし、データは既にあるわけですから、このデータを活用して今すぐできることと言えば、津波の表示板、例えば、3メートルというところが安全な地域であれば、3メートルの表示板をつくって、これは海拔ですかね、標高ではなく海拔がわかりやすいと思いますが、海拔何メートルの看板をつくって、カーブミラーの柱であったり、電柱は中電さんをお願いしないといけないかもしれませんが、竹原市の持ち物に取りつけることによって、ここよりも高いところは津波に対しては安全ですよという指針のものができればいいのかなというふうに思っております。ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

また、この避難といえどもどうしても、地震が起きました。今から30分後に津波が来ます。冷静に避難してくださいと。これは放送設備がいるわけです。皆さんが歩いて言うわけにもいきません。ただ、竹原市ではいかんせんFM放送があるわけでもありませんので、タネットを活用したり、消防署、消防団、いろんなスピーカーを使って避難誘導をするということになると思います。例えば、学校でいきましょう、学校施設のそういう点検、施設の状況の点検が3年に1回ずつ行われているというふうなきのう聞きましたけども、そういう学校の非常用のものの点検、非常用放送設備の点検というものは、その施設の状況点検には含まれているものでしょうか、お聞きします。

副議長（北元 豊君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 学校施設の放送設備の点検でございますけども、これは学校のほうで日常的な点検ということで点検をさせてもらっています。先ほど申し上げました専門家による定期調査の調査項目としては、放送設備の点検というのは含まれておりません。

(発言する者あり)

はい、建築基準法による特定建築物の定期調査の中には、放送設備の項目は含まれておりません。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） その学校が点検するのもいいでしょうけど、専門家が点検することも大事なかと。私が学校のPTAの関係をしていたときに、たしかそういうものが壊れているときがありました。それはなかなか気がつかないんですね。ですから、そうであれば月に1回でも週に1回でも必ずそういうものを使用して、それにより点検するといった要綱を出していくべきではないかというふうに思っておりますので、ぜひその非常の際にそういったものが使えなかったということがないように、点検のほうもよろしく願います。

4番目です。住民協働という観点から、その拠点でもある集会所、これの修繕についてお伺いします。

集会所というところには、老人集会所であったり地域の集会所というものがあります。地域活動の拠点として役割はますますふえているというふうに感じております。そこでは集会をしたり、グラウンドゴルフをしたり、ゲートボールをして、その後の拠点となっている。そういう活用をして、まあお葬式があつたりもします。大変忙しいというか、対応されていると思っております。しかし、そこにはエアコンがない場所もあります。

いろんな理由があると思えますけれども、今聞いているところでは市が整備するものではないということで、エアコンがない場所もあります。

しかし、考えてほしいんですけども、グラウンドゴルフ、ゲートボール、これ夏場やっていたときに、日曜日、土曜日ですかね、学校もあいておりません。熱中症にかかりそうになりました。熱中症になってしまったら遅いでしょうけれども、ふらふらしてきました。どうしたらいいんですか。これはクーラーのきいた涼しい部屋に入って休みなさいということになっているのではないのでしょうか。そのあたりは、クーラーがないところはどうのように対応すべきだとお考えでしょうか。

副議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 施設の修繕についての御質問であります。

先ほど議員さんが言われたように、集会所につきましてはいろんな目的を持った集会所が市内にはございます。その集会所の管理につきましては、その目的である団体と指定管

理を結び、維持管理につきましては指定管理者にお願いといたしますか、している状況であります。

施設の状況につきましては、当然大規模な修繕等につきましては、市と協議の上、市が負担するということがありますけども、その維持管理の中で軽易なガラスの割れたところとかふすまの張りかえ、また備品の管理、購入等については運営する管理者が負担するというので、その団体につきましては利用者が負担する利用料とか、例えば、自治会では自治会費、老人クラブではその会費の中で一定に管理運営されているものでありますので、備品の管理、購入については、その指定管理者で対応されるものと考えております。

以上です。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） そういう考えのもとでエアコンがない場所があるということであると思いますけれども、先ほど言ったように、そういう体調が悪くなったときには涼しい部屋で休んでいただくということが必要だというふうに思っております。

思い出していただきたいんですけども、五年前ですか、小・中学校の保健室、職員室にもつけたんですけども、保健室を中心としてエアコンを各学校に装備しました。理由は熱中症対策だったのではないですか。そういうところをもう一度思い出していただいて、熱中症になるのは子供だけではありません。よく考えていただきたいというところであります。また、集会所は本当拠点になっているんですね。台所もあります。トイレもあります。被災時にここが残っていたときには避難場所にもなり得るわけでしょう。そういったことも考えながらいろんな目線で見ると必要があるのではないのでしょうか。今までの条例ではつけられないというのはわかりました。では、これからどうしていくのか。

大竹市は、制度を見直して、住民の要望で集会所の屋根、水回り、空調等の修繕を補助対象としたそうであります。時代の流れ、この昔は別に外で遊んでいても大したことがなかったと私は思っておりますが、これだけ暑くなってきた地球の環境、これは時代の流れであります。そういうこともよく考えてほしいなというふうに申し上げておきたいと思えます。御検討のほどよろしくお願いたします。

5番です。通学路の安全確認及び安全検証について。

これは、各地で児童の集団登校の列に、居眠りであったり、何をしていたのか自動車が突っ込む事故が多発しました。大変痛ましい事故が連続して起こってしまいました。本当に残念でなりません。子供は宝、宝といいながら、実は危ないところを集団登校させてい

たわけですから、これはどうかなというふうにも思っております。

こういった事故を皆無にし、通学途中の児童・生徒の命を守るためには、通学路を抜本的に見直すということも必要だというふうにも考えております。

今使っている通学路はもちろん、安全の確認をしていただき、危険箇所は整備していただかねばなりません。しかし、そうでないところでも、見直していくことによって安全の確保ができるのではないかとこのように思っております。キーワードは最短距離を通学するという事ではないでしょうか。いろんな理由があつて遠くを回つて通学をしております。時間がかかります。距離があります。そうすれば危険の可能性が高まります。それはだれが考えても当たり前ということでしょう。大きな道、広い道をガードレールに守られて短時間で通学する。これが理想であります。そのためには何ができるのかということと一緒に考えていただきたいんです。今は通学路となるべき道がどこか1カ所狭いから、どこかにガードレールがないからと言って、遠くを回つて、まあ俗に言う旧道ですよ、遠くを回つて通学しております。

見てください、東広島市のブルーバール、広大に行く大きな道ですよ、駅から広大まで歩道なんか竹原市の車道よりも広いんですよ。あそこを歩いて通学していただければ安全でしょうがないんじゃないでしょうか。そういったところは竹原市にはなかなかないわけですね。ぜひ少しずつでもこういうものをつくってきたいというふうにも思っております。

実は、去年1つできたように思うんです。去年の橋梁、橋の点検ですよ、これがあつたときに、橋の維持修繕の工事をしました。これは大乘の福田地区のことなんですけども、これは東川橋と言うんですかね、東の川と書いてありましたが、国道の橋です。あそこは本当危ない橋で、車が通るにも自転車も通るにも人が通るにも、まあ反対側から来ていたらとまろうかなというぐらい、道よりも橋が狭いと、危ないところ、通学路でしたね。それを迂回していたのかどうしていたのかはわかりませんが、工事が終わってみると橋の横に立派な歩道がついておりました。大変素晴らしいことです。これを見本としてほかのそういうところがあるのであれば、そういうものを1つでも2つでもつくっていただきたい。私はなかなかほかのところのことはよくわかりませんが、例えば、忠海の大砂川というところがあるんですが、国道に橋がかかっています。そこも大乘の橋と同じように、国道よりも橋が狭いんですね。そのために忠海の子たちは、特に長浜の子たちは駅まで電車で行つて、旧広銀のあたりずっと遠回りをして通学しております。これ

が本当に安全なののでしょうか、通学路を決めるということは、見守り隊としては助かります。毎日見守っていただいております。ありがたいことでもあります。しかし、距離が短いほうがいいんです。ガードレールに守られていたほうがいいんです。そういうところを先ほどの大乘の例のように1つずつつくっていくという、こういうことが必要だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

副議長（北元 豊君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず初めに、話に出ました国道185号の歩道整備、またガードレール等の整備についての御質問についてお答えをいたします。

まず、国道185号の歩道整備につきましては、主要な幹線道路であるとともに、先ほどありましたように通学道路としても利用されている市民に欠かせない道路として大きな役割を果たしております。

現在、国道185号の状況は、部分的に歩道が狭小な箇所があり、特に的場地区、福田地区、先ほど議員も御指摘がありました忠海地区におきましては、一部歩道が未整備の箇所もあり、児童の安全が、通行に支障を来していると認識はいたしております。

このような状況から、本市といたしましても以前から国に対しまして歩道の整備を要望を強く行ってきたところであります。

平成21年度には、国道185号の道路管理者であります国土交通省は、歩道の未整備区間が多い的場地区におきまして、現地検討会を行いまして、地元自治会や警察と実際に現地を歩きまして、危険な箇所について地域住民の御意見をいただきながら歩道の整備計画に取り組んできたところであります。

その中で、竹小に通わせている女性の保護者の意見として、国道が通学路となっており、児童のそばをトラックが通ると子供が風であおられて大変心配であるという意見も出されておりました。このたび、的場地区におきましては、歩道の整備に着手することが国土交通省から伺っており、引き続き福田地区、忠海地区の歩道整備についても、児童・生徒の安全・安心が図られるように引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

また一方で、竹原市の交通安全対策、ハード面の事業としては、明神地区から中須公園の間の約630メートルにおいて、児童・生徒の安全確保のための歩道整備について、昨年度工事が完了したところであります。

また、忠海地区におきましては、先ほどもありましたように、大砂川沿いの通学路にお

きましては、学校と警察、竹原市が連携をして、児童・生徒の安全を確保するため、車道と歩道を分離するためのカラー舗装を施工したところでございます。

今後も引き続き安全で快適な交通環境を確保するため、通学路や交通安全施設など整備について国や県と連携しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） はい、ありがとうございます。本当にだんだんよくなって、目に見えてよくなっているというのはわかっているんですよ。皆さんそれはよく理解しておられます。しかしながら、そうは言っても、危険な箇所もまだ何カ所かあるよと、その部分が年に1つずつでも、少しずつでも減っていくことが大事なんです。またこれは国道のことですから、今言ったことは国への要望になります。ぜひ何回も何回も危険なんです、やってください、一緒にやりましょうということをぜひ申請、要請していただきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひします。

ずっと通学路のことを言ってきましたけども、この痛ましい事故が起こったときに、新聞報道でしたけれども、ある学者は集団登校というものの弱点が露呈されたなというふうに書いてあったと思います。不審者などに対しては有効なものであるんですけども、事無免許運転、酔っぱらい運転、居眠り運転みたいなものが突っ込んできたときには、犠牲が大きくなる。事故が大きくなるということが言えると思います。

そこで、竹原市もやっと小中一貫の問題ということもあります。子供を守る施策を展開するということが必要な観点から、そろそろ広くスクールバスというものを、この活用を考える時期が来ているのではないかなというふうに考えております。このことに対してどのような御見解をお持ちでしょうか。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 集団登校そのものにつきましては、それなりの目的、それから有効性がありますので、皆さんの御協力を得ながら引き続き続けていく必要があるというふうに考えております。

そんな中で、広く小中一貫を展開していく中で、スクールバスの有効性についても御提言をいただきました。必要に応じて最も適切な対応をとっていくというのが一番大事なことかなというふうに思っております。児童・生徒が通う通学路の安全性の確保につきましては、安全で安心な学校教育を実現する上では、本当に大変重要な事項であるということ

は認識しております。

さきに教育長が御答弁申しましたように、関係機関と関係部署と連携を密にいたしまして、ちょうど今国のほうから要望も来ておりますけども、これをいい機会としまして、しっかりと点検しながら、また新たな通学路のあり方についてしっかりと検討していきたいと思っております。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） 都会と田舎は違うのかもしれませんが、実はかえって田舎のほうが、そのスクールバスということは、広い視野で見たときに必要であるというふうにも思うんですね。どう考えても、今一生懸命やっただいての登下校の見守り隊は、それは限度があるんですよ。どこからかは1人で帰らないといけない部分があります。集団で歩いている学校の近所は見守っていただいて大変助かっておりますが、じゃあ家までついていくんかというわけにはいきません。そうするとやはり遠いところは、スクールバスでどこか広場まで運ぶ、そこからはまたその見守り隊か親が面倒を見るということにしないと、その間の例えば、3キロとかはだれもいないわけですからね。そういったことも考えながら、時代の流れとして新しい取り組みを考えていただきたいと。もちろん慎重になるところもあると思っておりますけども、ぜひよその部分も研究していただいて、有効なものになるようによろしく願いいたします。

6番目です。東北地方の山積みされたままの瓦れき処理、大変難しい問題であるということも認識しております。しかし、瓦れきの山、これの処理は東北の方々の悲痛な叫びではないでしょうか。あの地震があつて被害、災害を見たときにすぐにみんなはきずな、協力、ボランティア、いろんなことをしました。竹原市からもイの一番に給水車が出ました。すばらしかったと思うんですけども、いまだに残っております。それは放射能という可能性があるからであります。しかし、あれがある限り東北地方の復興は進むことはあり得ません。

確認します。竹原市は、災害廃棄物の広域処理について、広島県が示す方針に沿って県内一律に対応すべきものであるというふうに聞こえたんですけども、この方向性で行くということによろしいでしょうか。

副議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほど市長が答弁させていただきましたように、県では県民の安心・安全が確保できない段階では受け入れる状況にはないという基本的な考

えを示されたとおり、当然県内市町、またその処理をする一部事務組合には、瓦れきの受け入れについては各市町独自で判断すべき事案でないということで、県内市町は同一の歩調をとるという要請が県のほうからされ、本市も含めた23市町、また一部事務組合もその方針に沿って対応するというように進めております。

しかし、先ほど言われましたように、瓦れきの処理については広域処理の必要性、被災地の復興、復旧には欠かせないということについての認識はいたしておりますが、現実そういう住民の安心・安全の確保ができないということで、県は国に対し、その払拭を払うような取り組みをするよう要請し、それに県の基本的に示された方向に向いて、竹原市もそれに沿った取り組みをしていきたいと考えておりますので。

副議長（北元 豊君） 5番。

5番（大川弘雄君） はい、わかりました。確認させていただきました。県内一律に対応したいということであります。ならば、広島県に言っていただければなりません。瓦れきの処理ということの考え方です。

広島県は、放射線に対する安全の不安があるので云々、国の説明不足であると、これは多くの県の知事が言っている言葉でもあるというふうに思います。そういう県も多いです。しかし、半面、北九州市ですよ、北九州市では、その放射線の安全がどうかということを独自で試験燃焼して空間放射線量を測定しているんですね。このデータをもとに住民に安心していただけないか、住民に安心できないかということ聞いて瓦れきを受け入れるかどうかということ今考えていると。なぜ広島県はやらないんですか。国が言ったことは疑わしいからしません。まあここで市長にそんなことを言っても仕方がないのかもしれませんが、私は今知事をやっている人に対して不信感を感じております。このいろんな文書を見ましても、広島県は最大限の努力をするとの認識を示していますが、県民の安全・安心の確保の観点からは、今はできませんと。竹原市は施設もないこともあって、また、県と一律に、県内一律に対応すべきものという考えですから、その県の意向に沿ってやると。だから県がやるといえばやるということですね。では、ぜひ県に言ってください。よその小さな市町でも、もしかしたら呉もそうかもしれませんよ、何かできることはないか、本当に放射線が危険でないレベルであれば受け入れてもいいよという、どうやったら受け入れられるのかということを検討しないといけないんじゃないんですか。どうも国の何かを待っていると。できればしたくないというふうにはしか見えませんか。そういうところは機会があれば、その県知事をやっている方にぜひ言っていただきたいなど

いうふうに私個人は思っています。

いろんなことがありますから、県にはいろんなお世話になっているし、予算のことも道路のことも海のことも、竹原市が勝手に何かをすると怖いなという気がしないわけでもありませんが、そうばかりは言っていられないでしょう。このやはり東北の地が元に戻らない限りは日本の再生はないわけですから、そのあたりをぜひ考えていただきたいと思うんですよ。広島市もその戦争のときはいろいろありましたけれども、いろんなところからいろんな人が入っているような協力をしたんじゃないですか。今は危ないから知らないという、それはないというふうに私は思っています。

最後に、瓦れきの処理というものは、燃やす、燃焼という処理だけではないそうです。その木材はチップにしたりして合板としても活用する方法もあるんじゃないかなということも申し上げて質問を終わります。

副議長（北元 豊君） 以上をもって大川弘雄君の一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） 市民会議の宮原忠行でございます。平成24年第2回定例会議における一般質問をさせていただきます。

去る6月7日に、竹原市政の重要案件の一つであった仁賀ダムの竣工式が挙行されました。昭和42年の大水害による賀茂川の決壊による被害はまことに甚大で、防災ダムの建設は焦眉の急務とされましたが、政治のリーダーシップ欠如のため、市長の御尊父の故小坂隆市長の政治的行動と決断が示されるまで一歩だに進まず、まさに政治不在の不毛の時間を無為に消耗してきたところであります。課題発生から約60年余、故小坂隆市長の英断からでさえも約24年という非常に重い時間的経過を経ました。現在を生きる我々だけではなく、将来の市民である世代のための持続可能な竹原市を築き上げていくということは、まさに10年、20年、あるいは30年先を見据えた政治的決断の一つの典型として、仁賀ダム建設に係る故小坂隆市長の政治的決断と行動をかがみとして、今議会におけ

る一般質問を展開させていただきたいと思います。市長及び理事者の真摯かつ積極的な答弁をまず最初をお願いしておきたいと思います。

まず最初に、少子・高齢化、人口減少による竹原市の地域社会のダウンサイジング、縮小再生産問題について質問させていただきます。

現在、国政レベルでは、人類史上例を見ない我が国社会の急激な少子・高齢化の進行に伴う人口構成、社会、経済構造の変化による動揺、ゆがみを是正するための行政水準の維持、向上に向けた受益と負担の問題、すなわち、社会保障と税の一体改革問題として、最大の政治的焦点の一つとして論争が繰り返されています。

少子・高齢化、人口減少問題につきましては、これまで私も含めて多くの議員により、現在及び将来の市民生活に直接的責任を有する竹原市長として、この問題にどう向き合っていくのかという政治姿勢について論戦が試みられましたが、残念ながら国の施策を待つという市長の基本的スタンスを変えることはできませんでした。

全国的に見れば少子・高齢化、人口減少問題に係る国の施策展開を待っていたのでは地域崩壊の危機から逃れることはできないこと、また、この困難な問題に立ち向かうことこそ、基礎的自治体の長としての最大の政治的責任であることを深く認識して果敢に挑戦し、一定の成果を出している市町村も少なからず存在しています。

竹原市においても遅きに失したとはいえ、先駆自治体首長の挑戦に倣って、持続可能な竹原市創造のための竹原市固有の現状認識を踏まえた政策課題の設定と挑戦が求められていると思います。

竹原市における少子・高齢化による人口構成の変化、人口減少による地域活力の減退、地域の精神的、文化的、人間的紐帯のかなめであった小・中学校の統廃合、地域経済の縮小再生産問題は、竹原市民の精神的閉塞感をうっせきさせ、将来に対する不透明感、不安感を増幅させています。少子・高齢化、人口減少による竹原市経済、社会のひずみを市長はどのように認識され、対処されようとしているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

2番目といたしまして、3月の予算特別委員会においては、札幌市白石区における姉妹餓死事件等、生活保護受給申請に係る窓口業務問題、すなわち、従来、厚生労働省が進めてきたいわゆる水際作戦と言われる相談者の門前払い問題と不正受給問題の相反する問題に関するマスコミ報道を受けて質疑を展開させていただきました。

今6月議会前からは、お笑いタレント2人の母親の生活保護受給問題が、不正受給であ

るとして、自民党議員による国勢調査権発動をちらつかせての一大キャンペーンが展開され、自民党として今年度計上されている生活保護費約3兆7,000億円の1割削減を目指す政策決定がされました。

憲法第25条に規定する国民の生存権の承認とそのため国の補償義務については、これまでも相反する意見、立場から政治争点化され、国論を二分してきました。私も日常の政治活動の中で、相反する立場からの質問なり、糾問をされる場面にしばしば遭遇します。先日も、身体に障害を抱えながら頑張っておられる自営業者の方から、竹原市における生活保護行政に関する厳しい糾問を受けたところでもあります。

市長におかれては、竹原市における生活保護行政を踏まえつつ、現在、全国的に展開されている生活保護行政に関する論争なり、政策提言をどのように受けとめられているのか、御所見をお伺いさせていただきます。

3番目といたしまして、教育委員会においては、竹原市小中一貫教育基本方針を策定し、市内4中学校区における小中一貫教育の推進に向けたスタートを切り、去る5月8日に第1回忠海中学校区小中一貫教育校設立検討委員会が開催されたところでもあります。

議会における教育委員会のこれまでの説明では、忠海中学校区小中一貫教育校体制の発足は平成27年度からとされています。また、本問題に対するこれまでの議会、委員会質疑において、小中一貫教育校体制の推進が学校統廃合の手段として利用されてはならず、まちづくりの観点から総合的な施策展開が必要であるとの指摘もありました。

さらに、第1回設立検討委員会においても、学校がにぎわいの拠点になっているので、小学校がなくなれば町内が寂れるのではないかという気持ちがある。校舎等が有効活用できればよいが等の要望等も出されています。

一体型小中一貫教育推進校とされている忠海中学校区、吉名中学校区の校舎、用地の利活用について、教育長、市長はどのように認識し、対応されようとしているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

最後に、去る6月8日に開催された総務文教委員会において報告された平成23年度教育委員会事務点検・評価報告書の中で、評価者である岡東壽隆広島大学大学院名誉教授は次のような総評をされています。

「竹原市における教育委員会事務局の職務遂行は、それに関する情報の収集、分析から指導や広報活動に至るまで非常に精力的に行われ、高く評価する。資料集を見ると、かつての学校教育及び社会教育の姿からは想像できない状況にある。一般行政部局が担ってい

る機能を教育行政が担うわけにはいかないが、全市的指標の量的な衰退に対して懸命に質的な向上を図っている点は、教員を初め、教育関係者の真摯な努力としてポジティブに評価したい。義務教育諸学校のこのような努力に対して、市内に存在する2つの高等学校の社会的評価は低い。特に竹原高校は偏差値で県内でも下位にある。呉市と三原市の間にあって、市民の子弟が安心して通学できる高校の存在は不可欠である。この課題の解決は、県教育委員会の所管ではあるが、竹原市教育委員会、市議会、首長部局の行政の責務として市民的要求を高等学校の改革、改善に反映させなければならない。」

この総評に対する教育委員長初め、各教育委員の見解をお伺いさせていただきます。

また、市長におかれても、総評が指摘している行政の責務についてどのような見解をお持ちになれるか、その御所見をお伺いさせていただきます。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願います。市長。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

3点目及び4点目につきましては、教育長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。人は、その経済活動において生産者、消費者、納税者という3つの重要な役割を果たしており、人口の減少は地域経済や地域コミュニティなどの低下を招き、地域社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されているところであります。

我が国の総人口は、平成17年、戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返し、平成23年は大きく減少し、とりわけ広島県も含めた地方において減少の傾向が強まっている中、本市においては昭和55年の3万6,895人をピークに人口減少が続いており、平成24年5月末現在では2万8,693人、高齢化率は33.15%になっており、国や県よりも少子・高齢化が進んでいる状況があります。

人口の増減を決定する要因は、出生・死亡という自然増減と転出・転入という社会増減の2つの側面がありますが、今日の我が国の人口減少は、1970年代から始まった出生率低下による出生数の減少、いわゆる少子化の進行によって生じたものであるとされているところであります。

また、社会増減につながる人口移動については、都市部へ人口の集中が加速している状況にあり、平成23年の都道府県別の人口移動状況によると、転入が転出を上回ったのは東京都など7都県のみで、他の40道府県は転出超過、広島県内市町別の人口移動状況に

よると、転入が転出を上回ったのは広島市など3市1町のみで、他の19市町は転出超過となっております。

少子化による構造的な人口減少に対する対策については、まずは国において抜本的な施策を講じる必要があると考えますが、本市も含め各自治体において、市外への人口流出を初めとした人口減少に歯どめをかけるためには、地域の特性を生かした対策を講じていく必要があると考えております。

本市におきましては、総合計画において、目指す将来像に「住みよさ実感」を掲げており、とりわけ、市から転出する人口に歯どめをかけるとの観点から、本市の持つ自然環境や歴史、文化、コミュニティーなど持てるもの、いわゆる底力を発揮し、暮らしの豊かさなどを高めることで住み続けたいまちを目指すとともに、訪れたい、住んでみたいまちに向け、交流人口の拡大から定住につながる施策に取り組むこととしております。

平成24年度におきましても、最近では人口の減少傾向は弱まる兆しが見られますが、引き続き「元気で住みよい竹原市」づくりへ向け、「住みよさ実感」の基礎固めをさらに強化する観点から、これまで進めてきた主要な事業を継続しながら、さらなる充実を図っていくため、子育て支援や高齢化対策、安全安心づくり、地域振興を重点課題として、今必要な事業を積極的に推進しているところであります。

具体には、子宮頸がん等ワクチン予防接種や小学校卒業までの乳幼児医療費の助成、第3子以降の保育料の負担軽減や妊婦の健康診査等の支援などによる子育て環境の充実や、75歳以上の高齢者を対象にした人間ドックの実施、認知症高齢者やその家族を支える地域づくりの推進などによる高齢者福祉の充実、ケーブルテレビ等を利用した行政情報の発信や防火水槽の整備、JR竹原駅バリアフリー化整備などによる安全安心の暮らしづくり、竹原製品の地域ブランド化に向けた取り組み、企業誘致活動の推進などによる新規雇用の場の創出や、駅前商店街アーケード改修の支援、道の駅たけはらを活用したにぎわいの創出などの地域振興への取り組みを推進するとともに、広島県の観光キャンペーン「おいしい！広島県」に連動した取り組みや、道の駅や竹原を舞台にしたアニメ「たまゆら」、NHK大河ドラマ「平清盛」なども生かしながら、本市の持つ魅力などを積極的に売り出し、本市の認知度を高め、イメージアップを図っているところであります。

なお、国全体の人口が減少している厳しい状況の中で、人口減少に歯どめをかける取り組みは、特定の施策により解決できるものではなく、いろいろな施策の組み合わせにより、総合的かつ中長期的な視点に立ち、継続して取り組んでいくことが大切であると考え

ております。

今後におきましても、地方分権の進展や厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、ますます多様化するニーズや地域の課題などに的確に対応し、これまで地域の活性化を図る基盤として整備してきたものを十分活用するとともに、主要な事業を継続しながら、暮らしの質の向上や交流人口の拡大に向けた取り組みをさらに強化し、「元気で住みよい竹原市」を目指してまいります。

次に、2点目の御質問についてであります。生活保護につきましては、生活保護法第1条の規定により、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国がその責任において行うこととされています。

本市では、平成24年5月末現在、179世帯242名の方が生活保護を受けており、保護率は8.59パーミルとなっています。世帯類型別世帯数は、高齢者世帯76世帯、母子世帯14世帯、傷病・障害世帯70世帯、その他の世帯19世帯であります。本市におきましても、景気の低迷を反映し、面接相談件数が急増し、平成19年度までは60件余りであったものが、平成21年度以降100件を超えて推移しています。最近、タレント2人の母親の生活保護受給問題に端を発し、さまざまな議論が報道されておりますが、必要な人が保護されない漏給の防止、必要のない人に支給される濫給の防止に努め、市民一人一人の生存権の保障と自立の助長を基本として、生活保護の適正な運営を図ることが大切であると考えております。

このため本市としては、全国市長会を通じて、国の責任において、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する就労自立支援策を講じること。なお、就労自立支援策については、生活保護制度に優先する雇用・労働施策により充実を図ることを強く求めているところであります。

また現在、国の社会保障審議会において生活保護の基準や生活困窮者の生活支援のあり方について検討中であることから、引き続き国の動向を注視するとともに、最後のセーフティネットと言われる生活保護の適切な対応に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（前原直樹君） 小中一貫教育の推進に伴う小学校校舎、用地の利活用についてお答えします。

本市における小中一貫教育の推進については、質の高い教育活動を展開し、市民から信

頼られる学校づくりを進めることを目的に、本年3月に竹原市小中一貫教育基本方針を定め、これまでの小中連携教育の実践を土台として、全中学校区で進めることとしております。

また、この取り組みは、地域との連携を緊密に図ることを通じて、地域の交流拠点や防災拠点となることから、新たなまちづくりにつながるものと考えております。

現在、忠海地区の小中一貫校設立検討委員会において、保護者や地域の代表委員の皆様が熱心な協議を進めていただいております。先進校視察などの実施も計画しております。一体型の小中一貫教育校の設立後の小学校の跡地利用については、今後の協議の進捗に応じて、地域の皆様と市長部局、教育委員会が一体となって、まちづくりの視点を踏まえながら有効活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、平成23年度教育委員会事務点検・評価報告書の評価についてお答えします。

この点検・評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、毎年度教育委員会の事務の管理、執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることも規定されております。この点検・評価を毎年度行うことにより、教育行政サービスの質の向上と効率化を進めてまいりたいと考えております。

評価の内容につきましては、教育委員会における主要な施策・事業について、まず、事業目標、事業内容、取り組み結果を自己評価し、次に、教育委員のコメントを加えたものを学識経験者に評価していただくこととしております。今年度の学識経験者による総評は、学校教育について、教育関係者の努力に対して肯定的な評価をいただいております。また、平成21年度から実施しております高等学校教育支援事業に関連しての評価もいただいております。市内の高等学校の充実は不可欠で、行政として市民的要求を高等学校の改革、改善に反映しなければならないという内容であります。本市といたしましても、市内の高等学校教育の充実発展は重要だと考えており、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） きょうは教育委員長初め、お二方の教育委員にお越しいただいておりますので、まず、4番目、3番目と先に再質問させていただきまして、その質疑が終わ

り次第、御退場願いたいと思いますので、しばらくの間、御辛抱願いたいと思います。

それで、総務文教委員会においていろいろ議論がなされ、訂正をするというような方向で一定の方向性が見えておるように聞いておるんですけども、私が不思議でならないのは、恐らく、すべての議員にお尋ねしたわけではありませんけれども、やはりこの岡東先生の総評というものがどう考えても客観的な評価とかいうふうには見えないと。また、本人の思いがどうであれ、個人的な所感ではないわけですよ、これはね。そうでしょう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて権限を与えられての一定の評価事務ですよね。そうしますと、恐らくこの総評がですよ、教育委員会においても諮られているはずであるし、また教育委員会において承認いうんかね、言葉はどうであれ、承認したよという形で市長部局のほうにも報告書が流れている思うんですね、恐らくですよ。そして、それを経て総務文教委員会、議会への報告という形で先般出されてきた話ですよ。

私がお聞きしたいのは、もしですよ、総務文教委員会において、この総評に対する指摘がなかったとすれば、そのままインターネットなり、ホームページなりなんなりで公表されておるわけですよ。そうでしょう。何かお聞きするところによると、岡東先生が竹原高校出身じゃいうことで、そこで殊さらにとりわけ深い愛着を持っておられる、その気持ちはわからんことないけれども、私は、恐らく地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって与えられた権限を超えた主観的意図にしか見えないわけですよ。そして、そのことがなぜ教育委員会において議論にならなかったのか、そしてまた、それを受けた市長部局においてなぜそのことの議論がなされ、適切な対応がなされなかったのか。まさに機能不全に陥っているのか、あるいはそれほど気にすることないよ、単なる文書よというような低い評価の中で見過ごされたのか、その点についてどのようにお考えになられるのか、教育委員長とお二方の教育委員にお尋ねをしないと、こういうことでございますので、答弁のほうよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育委員長。

教育委員会委員長（梅田一榮君） このたびの教育委員会自己点検・評価に関しまして御意見をちょうだいいたしました。配慮が足りなかったこともありまして、御心配をおかけし、申しわけなかったと思っております。

総評につきましては、厳しい総評だと受けとめておりますが、学識経験者の評価を尊重し、市内の高等学校の現状を認識した上で、教育委員会といたしましても対応してまいりたいと考えております。

市内の高等学校の社会的評価の表現についての配慮が足りない部分はあったことと思いますが、市内の学校の教育の充実ということをもまず第一に考えながら、現実と受けとめて、今後でき得る範囲内で市内の高等学校を盛り上げていきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

(7番宮原忠行君「順次お願ひします、教育委員」と呼ぶ)

議長(脇本茂紀君) 別祖教育委員。

教育委員会委員(別祖信代君) 先ほど委員長が申しましたように、配慮が足りないという点では同じです。

市内の高校2校あるんですが、それを読んだときに、ああ、こんなんですかという議論は少しありました。私は子供たちにスポーツを指導しているんですが、人間力の育成というのをすごく強調しています。しんどいことを頑張る心、それから、人に対する思いやりの心、あいさつなど当たり前のことが当たり前にできる子供の指導を心がけています。それで、高校生もまちで会いますとよくあいさつをしたり、声をかけてきます。そういった意味では、教育学者は、スポーツと脳の関係は非常に密接だといろんな場で読むことがありますが、市内の2つの高校も捨てたものではないな、これから頑張ってもらえるんだなという期待を持ってそれを読ませていただきました。

以上です。

議長(脇本茂紀君) 大森教育委員。

教育委員会委員(大森隆司君) 総評につきましては、先ほど委員長が申しました、重なる部分がございますけれども、私、先ほど偏差値ということが出ておりましたけれども、そのみが学校の評価を示すものではない。今日、非常に価値観が多様化しておりますから、多様化する価値観の中で、やっぱり子供たちがしっかりした力をつけてから、そして自分の夢を実現させるべく、幅広い選択肢の中で頑張れるようにしていくと。だから、むしろこの総評につきましても、竹原市教育委員会に対するもっとしっかりしろというような受けとめも間接的にはあるというふうにとらえさせていただきます。やはり幼・小・中のそうした段階での力をしっかりつけることが地域の高校の活性化とか向上につながっていくものと、そういうふうには理解をしております。

以上です。

議長(脇本茂紀君) 7番。

7番（宮原忠行君）　それで、ある意味でいえば議会対応の窓口といいますかね、今回のこの総評が、報告書がどういう形で市長部局のほうへ連携がとられたいうか、あるいは文書が送付をされたというか、その窓口は総務課長と思うわけですがけれども、この先般の総務文教委員会における状況と、この文書、総評ですね、これについてどういうふうにお考えになられるか、担当課長の総務課長の御見解をお尋ねしたいと思います。

議長（脇本茂紀君）　総務課長。

総務課長（桶本哲也君）　議会へ提出をいたします議案、あるいはこういった委員会の資料、こういったものにつきましては総務課のほうで取りまとめているところでございます。条例の一部改正ですとか、条例にかかわるものにつきましては、あらかじめ担当者のほうから総務課のほうへ協議、連携ということがございますので、細かくチェックをいたしております。

今回、総務文教委員会の資料ということで教育委員会のほうから提出をいただいたわけですが、基本的にはこういった資料につきましては、教育委員会のほうのそれぞれ担当課のほうの責任でもって資料をまとめていただいております。今回につきましては、確かにそういったチェックというところが足らなかったという点はございますけれども、今後そういった関係課と協議、連携する中で、適切に対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君）　7番。

7番（宮原忠行君）　総務課長のほうは単なる資料だと、こういうふうな認識のことが言われたわけですね。ほじゃが、この教育委員会の事務の点検・評価制度に関する文言の中でも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でいえば、議会に提出するとともに、公表しなければならないと、こうですよ。単なる何らかの、例えば予算の附属資料とか、説明資料とか、何か事故が起きたから報告しとかにやいくまあというような形での議会への報告とは違うもんですよ。そうでしょう。まさに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて義務づけられたものを議会へ提出したわけでしょう。だったら、単なる資料としてではなくてね、やっぱり担当課長、窓口課長として総務課長ね、やっぱりあなたの、どう言うか、窓口審査というかの、そここのところの責任というものは、別に責任とれとかということじゃなくてよ、職責上やっぱりチェックする責務があったんじゃないかと思いますが、この点についてどう思われますか。

議長（脇本茂紀君）　総務課長。

総務課長（桶本哲也君） やはり議会のほうへ提出いたします書類ということでございますので、議案に関しましても、こういった関係書類等に関しましても、これはやはり窓口担当課であります総務課のほうで適切に対応すべきであったというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） それと、教育委員長初め、思いを聞きたいんじゃないんですよ。例えばですよ、総務文教委員会において、委員より指摘があって訂正をする方向には動かされたようですけれども、もしこれも議会がノーチェックのまま公表されていたとするならば、例えば竹原高等学校教育関係者、またOBも含めて、また忠海高等学校もそうですよ。その社会的影響力というか、取り返しのつかない竹原市教育行政の汚点として歴史に刻まれたんじゃないんですか。そのことの自覚があるのかなのかということを知りたいんですよ。そうでしょう。私はよくぞですね、先ほども申したように、教育委員会においてもノーチェック、いろいろあったかもわからんよ。それで、議会への責任持って対応しなきゃならん総務課において、その責任は恐らく痛感をしていただいていると思う。それ以上のことは言いませんよ。

しかし、教育委員長初め、この文書が公表されたときに、どういうふうな反響を呼ぶんだらうかということがなぜ予測がつかなかったのかということですよ。とりわけ大森先生におかれては教育行政も携わっておられたこともあるわけですよ。そうでしょう。そうでしょう。私が申し上げたいのはそのことなんです。あなた方の感想なんて聞くつもりもない。

それで、もし岡東先生のおっしゃられることが正しい学力の問題じゃと言われるなら、例えば島根県海士町の隠岐島前高校、ここは今年度から高等学校が、県教委がそれまで1学級しか募集していなかったのを2学級にしたわけですよ。そのためには、いい悪いの評価はあるかもわかりませんよ。島を守るためには要るんじゃないということで、予備校というか、学習塾というか、そこまでも皆さんの負担、税金でもって学習塾に通わせて、どう言うか、学力を向上させて隠岐島前高校へ残す、またよそからも呼び込んでくると、こういうふうな形ですよ。いろいろやっておられますよ。

それで、岡東先生もそういうことを、私は、本来なら総務文教委員会において参考人でも来てもらうて、しっかり議論をされたらどうか思うぐらいですよ。それは文書とすりゃ物すごいことですよ。私も第1番目で人口減少に関する問題もしておりますけど。まさに

岡東先生もそのことを指摘されているわけでしょう。

そして同時に、かつて私が市役所に入った当時いいですか、二、三十年前ですかね、その当時は、こういう表現がいいかどうかわからんけれども、忠海高等学校と竹原高等学校を比べた場合は、その当時、忠海高等学校の荒れが問題になっていて、その当時、竹原高校はエリートじゃいうて、ある意味では自慢をしようとした時期もあったわけですよ。そうでしょう。20年、30年前ですよ。

それで、恐らく大森先生も偏差値についてはいろんな考え方を持っておられるかもわからん。私もただ学校が偏差値だけで推しはかっていいものとは思いませんよ。しかし、それにしても、教育長を初めとする事務局に対しては絶大な評価をされておられるわけですね。絶大な評価をね。ですから、私、本来ならば前原教育長がおやめになられる理由がいまだにわからんわけですよ。そこまで高い評価をされておられるなら、なぜ事務局のトップである教育長がおやめにならなきゃならんのかね、到底理解できない。先般も仁賀ダム の竣工式に行かれたときに、わざわざ知事のところへ足を運んでいかれて、子供たちの記念にということで、知事をお願いをして写真を撮っておられた。子供たちも非常に喜んでおられた。学校関係者は非常に喜んでおられた。そこまで頑張っておられる姿を見れば、また、この総評とあわせて見るならば、おやめになられる理由がわからない。しかし、それ以上は言いませんけどね。

そして、本当に皆さん方が、そんなに竹原市の指標が、人口減少も含めて大きく落ち込んでいくということを本当に危機感を持っておられるのかどうか。私どもの経験から言えば、例えば市内の中学校等へ通わせた福山じゃ、広島じゃはね、まず公務員とか、学校の先生の子弟は大概福山のほうじゃ、何学館じゃ、広島のほうの何とか学院じゃいうところに行かせてきておりますよ。そうでしょう。そういうこともわかるんですよ。一切無批判にこれを受け入れられた教育委員長以下の教育委員の責任は私は重いと思う。よくぞ総務文教委員会において議会としてのチェック機能を働かせていただいて、教育委員会のホームページなり広報等において市民の皆さんに公表しなかったことは、私は議会に対して敬意と感謝をあらわしていただきたいと思いますが、教育委員長どう思われますか。

議長（脇本茂紀君） 教育委員長。

教育委員会委員長（梅田一榮君） 先ほど申しましたとおり、配慮が足りなかったことと深く反省いたしております。総務文教委員会におきまして、先日の総務文教委員会で議論されたことにつきまして、事務局より報告を受けております。報告の公表による影響につ

いて、配慮が足りなかったことと深く反省いたしております。御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） それで、4番目に行きますがね、余りしつこくなくてもいけないので、ここで切らしていただいて、3番目の件ですね。

3番目の件なのですが、私は、非常に前原教育長就任以来大変御苦労なされた中通小学校の問題が今も頭に強く残っております。それで私は、それぞれ受けとめ方はあるのかもわかりませんが、中通小学校の問題が起きたときに、教育委員会に突きつけられたPTAとか、保護者とか、地域の問題提起というのは一つこの点があったと思うんですよ。なぜ現場へ来てくれないんだろうか、教育委員長さんとか教育委員さんがと。私はこれがあったもんですよ。それで、例えば、けさほども大川議員のほうからいろいろと通学路の問題等に関しても一般質問が展開されましたよ。特に通学路の問題とか、忠海のまちづくりとか、地域振興にかかわってのいろんな議論もこれまでずっと継続して展開されてきたわけですね。そうすると、忠海の場合は、忠海東と西をあわせて忠海中学校へ行く話ですよ、一貫校としてですよ。そうすると、例えば事務局の中では予算編成権というものがありませんから、なかなか市長部局に対して物が言いにくいかわかんけれども、そうなってくると、いろんな地域の課題とか、とりわけ、この前、教育委員会が出されたものを見ても、例えばこういうもんがあるんですね。危険なところを直す、教室を立派にする等、地域をよくするための予算がどれくらいあるのか、どれくらいのことをしてくれるのか、予算的な裏打ちがあるのか不安だと、こういうふうにも市長、地域の中から声が出ておるわけですよ。そうしますと、教育長を初めとする事務局の中では、優劣云々言うたらおかしいが、予算編成権は市長部局のほうにあるわけですから、なかなか事務局サイドとしては思い切ったいいいますかね、なかなか大胆な予算要求というのがしにくいんじゃないと思うんです、これ私はね。そうすると、やはりそこら辺を後押しができるとするならば、もちろん教育長も市長が選任されて議会が同意をした人事ですけども、非常勤特別職として、教育委員長以下は、結構ですね、まさに選任をされた、その教育非常勤特別職としてある程度自由に良心的な発言なり行動もとれるんじゃないでしょうかね。

ですから、とりわけ大森先生にもね、恐らくおわかりいただけるんじゃないかと思えますけれども、やはり地域へ行って、忠海において、忠海東小学校、西小学校が忠海中学校、ある意味でいえば統合されるということになりゃね、それは地域の不安は私は相当大

変なものがあると思うんですよ。それをやはりそうした現場へ出ていかれて、皮膚感覚でもって地元の不安とか心配とか、そうしたものを真摯に受けとめていく、心を持って受けとめるという作業が必要なんじゃないでしょうかね。ですから、今の忠海中学校区と吉名中学校区ね、お二方にお越しいただいたのはそこにあるんですよ。そこで、忠海中学校区において、大森先生、今後どのように、例えば、これから何回も続いていくんでしょうけれども、やっぱり教育委員長と教育委員が出ていかれてね、現地で生の声に接して、そしてそれを生かしていく、エネルギーに変えていくという作業が必要だと思いますけれども、この点について大森委員、どんなふうにお考えでしょうかね。

議長（脇本茂紀君） 大森教育委員。

教育委員会委員（大森隆司君） 今議員の御指摘のとおり、地域の声を大切にすると、これは学校教育を進めていく上においては、地域に根差した地域の教育力というんですか、そうしたものがやっぱり生かされないといけないというふうに基本的に考えております。

一般の設立検討委員会は2回開かれておまして、先般、講演会も開催されました。検討委員会に私は出ておりませんが、講演会のほうには出席させていただきましたけれども、その中で、やはりメリットというんですか、メリットについては数多くありまして、実際の保護者の方のアンケートを見ましても、例えば、きめ細かな指導ができるであるとか、あるいは中1ギャップを解消するであるとか、そうしたものへの期待が非常に大きいということで、そこらは大切にしていきたいと思うんですが、特にその中で、今御指摘のとおり、やはり肌でということをおっしゃいましたけれども、まだまだ地域の方の声を聞きますと、先ほど出ました通学路の問題であるとか、あるいはせつかくやるのであれば、これは立派な教育だというものをやっぱり中身、施設を含めてやっていっていただきたいと、そういう期待を非常に強く感じているところでございます。

予算につきましても、今後、具体化する中で御検討いただくようになると思うんですけども、その点につきましては、どうぞよろしくお願ひしたいという思いでいっぱいでございます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 別祖委員ね、小中一貫校、忠海中学校区と吉名中学校区においては一体で推進していくと、こういうことになりましたよね。

それで、私もそんなに多くの人に接しているわけじゃないですけども、その中に実

は、例えば、別祖委員、スポーツのことなんかも言われましたけれども、例えばクラブ活動をするにおいても、吉名中学校へ小学校を一貫校にしたというても、例えばクラブ活動もできんじゃないかと。けさほども大川議員のほうからもありましたけれどもね、スクールバスを制度化していただけるのであれば、むしろ竹原中学校とか、そうしたところと一緒にしたほうが、例えば10年、20年、30年先考えたときですよ、むしろ子供の教育のためにはいいんじゃないかという意見も少なからずあるようにお聞きしておるんですね。この点について、もちろん教育委員会において一定の結論を出した後でこういうことをお聞きするというのはちょっと順序が逆だし、ちょっと答弁せい言うても困るなというところはあるかもわかりませんが、そうした声は別祖委員のところにも届いておられるかどうか、この点についてだけ確認させていただきますかね。

議長（脇本茂紀君） 別祖教育委員。

教育委員会委員（別祖信代君） 確かに人数がすごく少なくて、団体スポーツはなかなか難しいところがあります。ですが、それなりに頑張っているいい成績を出してくれています。

せんだって、吉名小中連携教育アンケートいうのを保護者に出しますと、小中連携教育に意義や必要を感じますかというので、「感じる」というのが82%、「小中一貫教育導入に期待する」79%、非常に意見としては、今後も積極的に小中連携を進めてほしいとか、連携を進めてくださいという保護者の声が多いわけなんです。それで、皆さんの声を反映して、先ほど言いましたように、スポーツを指導しているものですから、保護者と接する機会が皆さんとは割と多いのではないかなと思っています。今御指摘がありました、人数が少ない、スポーツもまともにできないというのは確かに認めます。ですが、子供たちは、それぞれ保護者も含めて、小中連携に非常に期待を持っているということを議員に知っていただきたいと思います。地域、学校、保護者、教育委員会が心一つに竹原市の夢を持ち、子供が輝く教育の実現に向かって、まず第一歩を出させていただきたいと切に思っています。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私も小学校しか出ておりませんが、吉名小学校で、どちらかといや、昔から小中一貫教育のような環境の中でね、雰囲気の中で育ってきたもんですから、私は賛成なんですけれどもね。

しかし、そうは言いながら、それじゃ今の、どう言いますかね、集団ゲームというか、

そうしたことについて学力がどうか、そうした学習権いいますかね、それが不安に感じるようなことがあっちゃいけないので、やっぱりそこら辺は基本の今の一体の体制を目指すとしても、やはりそのスポーツ活動とか等々に関してはいろんな教育的な配慮も必要でしょうし、ただそれを、例えばよくある例が、学校の先生の体育指導者いいますかね、の個人の責任というか、個人の義務感から、自分で車買ってやったりとかなんかなればね、また事故があった場合のいろんな問題点も起きてくるわけですね、やっぱりそこら辺のいうことになれば、どういう形か知りませんよ、スクールバスかどうかわかりませんが、やはりそうした体育学習権というか、保障していく上においても、そうした公教育行政のサービスいいますかね、を考えていく場面も出てこうか思うんですよね。そうしますと、やはり相当子供たちの、またある意味でいえば、地域でいえば、今まであった学校がなくなるということは、やっぱり地域衰退の大きなシンボルであることは間違いないですからね。そういう代償を払いながらでありますから、せめて体育学習権というか、あらゆる学習権がより保障されるような形での予算要求等もしていかなきゃならんと思いますんでね、ぜひとも教育委員会としての一体とした、どういいますかね、体制といいますかね、それを確立していただいてね、次の体制といいますか、新しい教育長も決定になった話でありますけれども、ぜひともね、前原教育長が頑張ってくられた、中通小学校で苦勞された、最後は仁賀の問題も言いますと、仁賀の統廃合の問題につきましても、教育委員会のこれまでの見解では、仁賀ダムができれば交流人口がふえて、在校生徒もふえる可能性があるのと、こういうふうな見解をされてきたわけですからね。残念ながら、この前の竣工式では、私は二十何人だと思っておったら、何と何と16人でしょう。今まで教育委員会が主張されてきたことと真逆の結果というものが出ておるわけですから、ぜひとも心一つにさせていただいてね、しっかりと地域の、とりわけ予算確保に対する地元の不安があるわけですから、しっかりと予算要求をしていただいてね、地域の子供や、あるいは保護者、あるいは地域の関係者にぜひとも喜んでいただけるいうかね、そういう形で頑張っていたいただきたいと思いますので、最後に教育委員長のほうで一言でよろしいので、そこら辺の決意表明をいただいて、これで質問のほうは終わりたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

議長（脇本茂紀君） 教育委員長。

教育委員会委員長（梅田一榮君） いろいろと御指摘いただきましたことにお礼を申し上げます。

心強い話をちょうだいいたしました。学校給食センター、また各学校の耐震問題、この厳しい市財政状況の中、また今回新たに一体型の小中連携の学校を進めてまいっておる次第でございます。その中で、財政上のことを事務局等とも相談しながらどうなんだということをお話したことはございます。その中で、やっぱり地域、それ以上に保護者、子供が安心して行ける学校、またその学校が地域をつくるわけでございます。そういった学べる学校をつくっていくために、先ほど言いましたように、各学校に出向いてみてはどうかと、地域の人の話を聞いてみたらどうかという貴重な提言をちょうだいいたしました。先ほどまた言われましたように、前原教育長とわずか1期4年、せつかくの話が通じるようになったという、寂しい思いがきょう最後の顔合わせでございます。今までちょうだいしました意見を参考にしながら、また新たな教育長とともに、またここにおります教育委員、他の教育委員あわせまして、市内の学校のますますのよりよさ、推進を求めて、充実を求めて進めてまいりたいと思います。御支援をいただきますようによろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） それでは、教育委員の皆さん、お引き取りをください。ありがとうございました。

〔教育委員長、教育委員退席〕

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） それでは、生活保護に関して再質問をさせていただきたいと思いません。

生活保護をめぐるのは、本当に国論もさることながら、竹原市民においても非常にどう言いますか、立場とか意見とかによって非常に激しい対立があるいいですかね。一般質問の中でも言いましたけれども、私らは、例えばこれだけハンディキャップを抱えながら一生懸命頑張って、ほで何とか歯を食いしばって生きていきよんじやと。しかし、それらの稼ぎがありながら、表現がいいかどうかわかりませんが、どう言いますか、その日その日を安逸といいですかね、暮らしてきた人はすぐに生活保護になれるんじやねと。ほんだら、やっぱりまじめに頑張りよる人がばかを見る世の中なんかねと、こういうふうに言われるわけですね。結構いいんですよ。

それで、例えば、ある方が突然訪ねてこられましてね、同じ職場で働いておったんだと。同じ職場で働いてリストラに遭ったと。それで、自分は2つも3つもアルバイト的な仕事といいですかね、かけ持ちで歯を食いしばって頑張りよるんじやと。それで、同じよ

うにやめた同僚はすぐに生活保護になったんじゃないかと、こういうふうに訴えられるといいますが、ふんまんやる方ない調子で訴えられるわけですね。それで、私もそれにはようわからんけれども、生活保護を支給するということについては相当な審査があり、私自身生活保護行政に直接携わったことはありませんから、確かかどうかは別にしても、例えば預金残高、通帳等も全部調査をしておるし、恐らく預金残高は限りなくゼロに近い状態でないと、またあるいはそれぞれ今話題になっておるところの扶養親族の扶養義務ですね、ここら辺の問題が整理つかない限りは、なかなかそう簡単に生活保護というのは決定をしていないよというふうに説明をして、何とかかんとか納得はしていただいたんですけれどもね。

今ね、一つ的生活保護をめぐる国民の感情とか市民の感情いうのはここじゃろう思うんですね。何でやと。自分は働けるとき、あるいは元気な間は好き放題やっておって、アリとキリギリスの話ですかね。それで、自民党の国会議員の言葉をかりて言えば、額に汗して働いて頑張って自助の努力をされてきた人、あるいは共助を、例えば保険料とかね、そうしたことを一生懸命納めてきた人がばかを見て、生活保護を本来受けるべきでない人が受けて、結局、不公平な世の中になっておる。もっと言えば、汗をかく人がばかを見る社会になっておるから是正をしなければならぬと、こういうふうに今言われておるわけですね。

そこで、生活保護法の第2条において無差別平等、このところを実は国民とか市民の方が言っておられるわけですね。第2条にうたっておる無差別平等ということはどういうことなんか、福祉課長の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 今、宮原議員の言われたように、額に汗して働く者がばかを見るようなという制度であってはならないというふうに思います。答弁のほうにもありましたように、この法律は、日本国憲法第25条の精神に基づきまして、国民の生存権を保障するために設けられておる制度であります。そういった意味で、この一人一人の生活の保障とともに、一人一人の市民の生活の自立、そういった目的を持った生活保護であります。

同じ職場でありながら、同じようにリストラされながら、片方の方は2つ、3つアルバイトを歯を食いしばって頑張りながら生活を維持されている。片方のほうはすぐに生活保護になったということではありますが、個別具体的な問題でありますので、どういったこと

かはちょっとわかりませんが、生活保護というのは一人一人を対象に行われるものではなくて、世帯を単位として行われます。そしてまた議員もおっしゃられましたように、その世帯におきまして個別具体的にいろんな状況がございます。そしてまた議員がおっしゃられたように、預貯金のこと、あるいは活用できる資産は活用しなさいよ、こういったことがございます。また扶養の義務についても私たちは問います。活用すべき資産につきましても、例えば預貯金だけではなくて、生命保険の解約返戻金であるとか、さまざまなたちまちの生活を乗り切っていくために活用できる資産を活用しながら生活保護についての検討を行うと、こういうことになるわけでありまして。

それから、御質問の無差別平等、生活保護法第2条に、「すべて国民は、この法律に定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」ということがございます。もちろんこれはあらゆる差別があってはならないということとともに、一人一人の国民の生存権の保障として、その世帯が困窮している事実に基づきまして、最低限度の生活を保障していくと、こういった考え方であろうかと思えます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 生活保護法については、古くはイギリスにおけるエリザベス救貧法、我が国においては明治7年の恤救規則、それから救護法、それから旧生活保護法、それから現行の生活保護法と、こう来ておるわけですね。私もうまく説明できておるかどうかはわかりませんが、今までは意味でいえば、それなりの働きをしながらやっつけられて、普通どおりにやっておけばそれなりの保険料を払ったり、あるいは例えば保険を受給できたりとかですよ、年金であってもいいかもわかりませんが。例えば、それなりの貯蓄もできるじゃないかと。私らは、例えばそういうふうな身体に障害を抱えハンディキャップを背負いながらも、また身体に障害がなくても、たまたまなかなかいい職につけなかったということで日雇い労働みたいな形でも、つめに灯をともしようにして何とか何とかということで頑張っただけで、ある意味でいえば、自助の世界で生きておられる方から見ればね、その公的扶助を受けるということはどうしても納得できないねと。その不公平感というのはぬぐい切れないんだというこの方々に対して、担当課長として、どういうふうに説得すれば、そのところが理解をしていただけるような説明ができるんだろうかということなんです。答弁できる範囲内で構いませんから、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 生活保護法の歴史につきましては、今議員のおっしゃられたように、古くは明治の恤救規則ですかね、そういったことから救護法、そして旧生活保護法、現行の生活保護法という法律の流れになっておりますが、昭和25年に現行の生活保護法ができたわけでありましたが、それまでの旧生活保護法までの救護法、その前の恤救規則等々におきましては、保護対象として素行不良者であるとか、怠惰者、扶養義務者を有する者等は排除されていた歴史がございます。それで、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということで、いわゆる人間の尊厳といえますか、そういったものを確保していく、これを国の責任においてやっていくということで憲法25条がうたわれておまして、そして、そのための生活保護ということがございます。もちろんかつては怠惰者、あるいは素行不良ということで簡単に切り捨てられておりましたけれども、しかし、そこに至る過程における社会的な背景、問題というものがございます。あるいはさまざまな条件、知的障害であるとか、発達障害であるとか、いろんな状況も一方ではございます。そういったこと等もあります。その上で、現に今困窮して人間の尊厳が損なわれようとしている、そのことに着目をして無差別平等の保護を行うわけであります。

そして生活保護の目的が、いわゆるそういう最低限度の生活を保障するということが同時に、自立の助長を求めています。これが生活保護のもう一つの目的であります。そういう具体的な最低限度の生活を保障するとともに、さまざまな社会的な要因によって、例えば、多重債務によって生活がもうどうにもならなくて、そういったことなども含めて、その人の、あるいはその世帯の生活の自立に向けた取り組みを行っているのが今日の生活保護行政の運営を行っている状況であります。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 無差別平等の原則ですよ。これは今の経済的貧困とか困窮が、以前は本人の自己責任と、こういうふうにしてとらえていたわけですよ。それが、例えば資本主義社会が発展をしていく中で、自己責任ではないところのさまざまな疾病であるとか、あるいは障害であるとか、労災であるとか、あるいはリストラ等合理化による強制的な首切りといいますかね、というような状況で、今ある経済的貧窮なり困窮した状況というのが社会的な原因によってもたらされたものだから、それは社会的に救済をするといいますかね、いう考え方なんじゃろう思うんですよ。だから、その社会性というものが欠落をしておるとなかなか理解できない。ですから、一つの制度が恤救規則から現在の生活保

護法に至るまで、過去歴史的な変遷があるわけですがけれども、やはり旧生活保護法に至るまでの経済的貧困とか困窮の状態が社会的にもたらされたものではない、どこまでも自己責任の問題なんだという意識というのがやはり今なお色濃く残っておるといふ社会的な実態もあるんだろう思うんですね。ですから、そのこのところをやはりそういう疑問を持たれる、あるいは生活保護行政に対していろんな不審を持たれる、不公平感を持たれる方については、やはりそうした現実的なものも踏まえながら、しっかりと説明責任を果たせるようにぜひとも御努力をしていただきたいと思います、このようにお願いしておきたいと思えます。

そして次に、よく私も書かせていただきましたが、いわゆる旧厚生省、あるいは現在の厚生労働省ですね、これの通達の問題がありますよね、通達の問題がね。それで、この通達を盾にとって北九州市においてさまざまな問題が起きてきた。ヤミの北九州方式とか、あるいは水際作戦というものがあって、それで、そうしたある意味でいえば水際作戦、あるいはヤミの北九州方式というものが40年間続いて、現在の市長がそれに対するアンチテーゼを掲げて当選されて、当選後、北九州市における生活保護行政のあり方に関する検討会いますかね、これを立ち上げられて今日に至っているんですね。

そこで、今いろいろと問題になっておるのが、とりわけ委員会とか、この議場においても、とりわけ松本議員との間において福祉課長との議論というものが展開されてきましたけれども、なかなか結着を見ていないんですねけれども、この生活保護法第7条における申請保護の原則というものを今日段階、福祉課長はどのように理解をされ、また実務上どのように運用されておられるか、その見解をお聞かせ願いたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） この申請主義というのが生活保護の原則となっております。もちろん申請に至る過程におきましては、さまざまな相談がいろんなルートから福祉課のほうへありまして、そこで当該人が申請をされるという形になりますが、その中で面接相談という形をとっております。原則査察指導員、係長と担当ケースワーカー2名による面接ということで、係長、査察指導員がいない場合にはケースワーカー複数名による面接相談ということで、その方との面談を行っておるところであります。

しかしながら、先ほど議論にありましたように、自己責任、あるいはさまざまな思いを持って相談者はやってこられます。要するに、生活保護を受けるということにかかわる負い目といいますか、そういったさまざまな思いを持って来られている状況がほとんどであります。そういった中で、福祉事務所といたしまして、懇切丁寧な面接相談に努めるとい

うことを合い言葉にしながら日々業務を行っておると、こういったことであります。

それから、単に申請がなければ保護の適用ができないかということだけでなく、一方で職権保護ということがございます。それは、本人が意思を示そうにも示せない状態になっておって、例えば救急搬送されて病院でもう寝たきりになると、どうすることもできないといったときには、これは職権で保護するということがあります。実際に竹原市福祉事務所においても職権で保護した事例はございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 7条は要保護者、要保護者といえば、現実に生活保護を受給しているということだけじゃなくて、生活保護を受給、あるいは言葉を変えて言えば、受給しなければならぬ状況に置かれた人のことを要保護者ですよ。かつては旧生活保護法に至るまでは、お上が恩恵的、慈恵的に与える権利としてではなくて、国が制度としてつくった救貧政策としてね、救貧制度としてつくった制度の、その反射的利益として受けるんであって、要保護状態にある者が権利としてそれを請求することはできないという、そのことの非人間的なあり方を痛烈に反省して、新生活保護法において、要保護状態にある者の申請請求権を認めたのがこの規定じゃないんですか。この点についてどう思われますか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） おっしゃるとおりだと思います。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ですからね、そのことを請求権を保障するために、何条になりますかね、生活保護法の64条になりますかね、不服申し立てですよ。64条、65条、66条、67条と68条はあれじゃね。それで、69条の審査請求と訴訟との関係でこういうふうにうたわれておるわけですよ。ですからね、本来、松本議員との間において問題となったのは、松本議員は、本人に申請する意思があれば受理しなければなるまいかと、こういうことであつたんですよ。それで、あなたのほうはそうじゃない。事前の生活相談等々をして、その上で決定すると、こうなっておるんですね。これについてどう思われますか。

議長（脇本茂紀君） 福祉課長。

福祉課長（大宮庄三君） 済みません。私の答弁といいますか、私の申し上げたことは、申請の意思を持っておる者について、それを拒むという趣旨ではございませんので、ただし、面接相談の過程で他法他施策について、あるいはその他のことについて十分な相談を

受ける中で、生活保護を適用しなくても生活できるという状況も多々ございますので、そういった相談を懇切丁寧に行うということでもあります。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 企画政策課長も、どう言いますか、新聞の切り抜き等を集めて各課へ情報発信しておる。御記憶があるかどうかわかりませんが、きょうの朝日新聞ですよ。「生活保護申請、受理拒む発言、舞鶴市」ですね。これに対して舞鶴市が、今福祉課長が言うたようなことを言うて、申請者がNPO法人へSOSを出したんですね。それで、京都府へ問題提起をした。舞鶴市の問題なんでね。それで、京都府は舞鶴市に対してどのように言ったかという、それは、本人に申請する意思が確認できれば直ちに申請を受理しなさいと。そして受理した後で、今言ったような、福祉課長が言われたような、例えば資産能力とか扶養義務の関係ですね、こうしたものを調査して、法定はできれば2週間以内ですよ。それで保護申請を受理するか、受任するか、あるいは棄却するか、それはその時点で決めちゃええんじやと。例えば、これケースワーカーや弁護士とかが書いた本です。どの本を見ても申請権はあるんだと、だからその保障としての不服申し立て権はあるんだと、こういうことですよ。それで、一たん受理をして、その内容を審査した上において、生活保護の支給を決定するか、あるいはあなたはそれなりの資産能力があるからだめよという決定をすればいいと、こういうふうに言われておるんですよ。

それで、恐らく、あなたもお持ちだと言われたんで、現行の生活保護法をつくられた当時の厚生省の保護課長ですよ、小山進次郎さん、生活保護のバイブルと言われておる。生活保護の解釈と運用についてもそういうふうに書かれておるはずですから、もう一度原点に立ち返っていただいてね、少なくともけさの新聞に出されたような事態に立ち至って竹原市長が恥をかかなくていい、損害賠償請求訴訟を起こされなくて済むように最大限の努力をしていただくことを要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

明6月21日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時28分 散会